

墨田区のお知らせ

2018年  
(平成30年) 1/21

## すみだ

- ◆2面以降の主な内容
- 2面…確定申告について
  - 3面…よくお問い合わせいただく質問について
  - 4面…平成30年度から適用される主な改正点

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

# 申告受け付けが始まります 特別区民税・都民税の 申告はお早めに

今年も確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月15日(木)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が4月2日(月)です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。また、申告書は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください。



税理士による税の無料相談・くらしと税金展

## 特別区民税・都民税の申告

**【申告期間・申告場所】**表1のとおり  
**【申告が必要な方】**次のいずれかに該当する方▶平成30年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方▶給与所得者で昨年中に会社を退職した方 \*所得税の確定申告をする方

は、特別区民税・都民税の申告は不要▶墨田区に住居登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

**【申告に必要なもの】**▶申告書など▶印鑑▶収入(源泉徴収票等)や経費の明細書▶控除を受けるための書類(医療費の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等)▶本人確認書類(個人番号カード等) \*所得税の確定申告も同様

### ■申告期間・申告場所(表1)

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月5日(月)～3月15日(木)の午前8時半～午後5時	区役所会議室21(2階)
	3月9日(金)～15日(木)の午前8時半～午後5時 *正午～午後1時を除く	▶緑出張所(緑3-7-3) ▶横川出張所(横川5-10-1-111) ▶文花出張所(文花1-32-1-102) ▶墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設 パシオス2階) ▶東向島出張所(東向島2-38-7)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

②給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書も受け付けます。

③特別区民税・都民税申告書は、対象と思われる方に2月2日(金)に発送します。

④本所・向島両税務署では申告を受け付けていません。

## 個人事業税の申告

**【申告期間・申告場所】**表2のとおり  
**【申告が必要な方】**個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得

金額が、事業主控除額290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方 \*事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

### ■申告期間・申告場所(表2)

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月15日(木)までの午前8時半～午後5時	▶台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ▶墨田都税事務所(業平1-7-4)

①いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

## 所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

**【申告期間・提出場所】**表3のとおり(申告書の作成・相談は表4のとおり)  
**【申告が必要な方】**2面を参照

### ■申告期間・提出場所(表3)

税の種類	申告期間	申告書等の提出場所
所得税	2月16日(金)～3月15日(木)	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14)
贈与税	2月1日(木)～3月15日(木)	
個人事業者の消費税	4月2日(月)まで	

①時間はいずれも土・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時です。

②申告書等は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函により提出できます。また、申告書等は、e-Taxを利用して作成・提出できます。

### ■申告書作成会場の開設期間(表4)

開設期間	申告書作成会場
2月16日(金)～3月15日(木)の午前9時15分～午後5時 *土・日曜日を除く	▶本所税務署(業平1-7-2) ▶向島税務署(東向島2-7-14)
2月18日(日)・25日(日) <b>【相談時間】</b> 午前9時15分～ *相談の受け付けは、午前8時半～午後4時	東京国税局(中央区築地5-3-1) *本所・向島両税務署では行っていません。

③上記期間以外は、税務署に申告書作成会場を開設していません。

④会場が混雑している場合には、案内を早めに締め切ることがあります。

## 税理士による無料申告相談 申告書を作成して提出できます

### ■年金受給者・小規模事業者などの所得税・消費税の無料申告相談の開催日程等

開催期間	会場
2月1日(木)・2日(金)▶午前10時～正午 ▶午後1時～4時	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)
2月5日(月)～7日(水)の午前9時半～午後3時半	曳舟文化センター(京島1-38-11)
2月7日(水)・8日(木)・9日(金)・13日(火)・14日(水) 午前10時～午後4時	すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)

①上記期間中に、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

②昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

③申告書の提出のみの方は、郵送等でご提出ください。

④譲渡所得(土地・建物・株式など)、贈与税についてや複雑な内容の相談は、所轄税務署にご相談ください。

⑤会場が混雑している場合には、相談の受け付けを早めに締め切ることがあります。

## 所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

### 【所得税】確定申告をしなければならない方

- ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得のある方
- ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
- ▶ 2か所以上から給与の支払を受けている方
- ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超え、申告納税額のある方 など



### 確定申告をすると所得税が還付になる方 (源泉徴収税額がある方)

- ▶ 給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
- ▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方(年末調整をしていない場合) など

### 【贈与税】申告をしなければならない方

- ▶ 個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、贈与を受けた財産価格の合計額が110万円を超える方
- ▶ 父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方(非課税であっても申告書の提出が必要) など

### 【個人事業者の消費税】確定申告をしなければならない方

- ▶ 平成27年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
- ▶ 27年分の課税売上高が1000万円以下で、28年12月末までに「消費税の課税事業者選択届出書」の提出をしている事業者
- ▶ 特定期間(28年1月1日～6月30日)における課税売上高(課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可)が、1000万円を超える事業者 など



## 国税の申告から納税まで

### ①申告書の作成

「確定申告書等作成コーナー」が大変便利です！

作成コーナー



[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)

自宅でも！  
外出先でも！

税額を自動で計算！  
いつでも利用可能！  
(確定申告期間中は、  
24時間いつでも)

タブレットや  
スマートフォンからも  
利用できます！！

### ②作成が終わったら

#### ▶ e-Tax で送信

給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

#### ▶ 印刷して提出

作成した申告書を税務署へ郵送で提出できます。

なお、添付書類の提出は省略できません。

#### ▶ 還付金の受け取り

ご指定の金融機関への振り込みまたは、郵便窓口での受け取りとなります。

なお、e-Tax で申告した場合は、3週間程度で還付できるように早期処理を行っています。

### ③申告が終わったら

#### ▶ 納税の方法

\* 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

#### ①振替納税を利用する。

所得税等と個人事業者の消費税について利用できます。指定口座から自動で引き落とされます。

【振替日】所得税等：4月20日(金)

個人事業者の消費税：4月25日(水)

#### ②電子納税(e-Tax)で納付する。

全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングなどによる納付ができます。

#### ③窓口で現金で納付する。

現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

【②または③の納税の方法の納期限】

所得税等・贈与税：3月15日(木)

個人事業者の消費税：4月2日(月)

### ◎医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、「医療費の領収書」に代えて、  
『医療費控除の明細書』を提出することとなりました。

\* 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要あり



### ◎申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

平成28年分以降、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書は、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②本人のマイナンバーを確認できる書類(通知カードなど) + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

\* 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付

\* 自宅から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要

### ◎確定申告に関するお問い合わせは

▶ 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

「タックスアンサー」(24時間利用可) … よくあるご質問に対する回答を掲載しています。

▶ 電話相談センター … 一般的な税に関する質問に、税理士または税務相談官がお答えします。  
(最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。)





# よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

## 給与などの所得がある方の税金

**Q1** 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

**A1** 収入100万円以下の場合、所得税、特別区民税・都民税(以下「住民税」といいます。)ともかかりません。収入100万円超～103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります(表5参照)。夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は38万円、住民税は33万円)が控除されます。配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超～141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定の金額が控除されます(表5参照)。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表6をご覧ください。

**Q2** ふるさと納税の控除を受けるためにはどうすればいいですか。

**A2** ふるさと納税を行い、所得税・住民税から寄附金税額控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。確定申告をする場合は、別途住民税の申告は不要ですが、確定申告書第二表の住民税に関する事項欄へ忘れずに記載してください。申告の際は、寄附に対する都道府県知事または市区町村長等が発行した領収書(原本)を添付する必要があります。

また、以下の場合には、ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する申告特例申請書を提出済みであっても、申請が無効となり特例の適用が受けられません。ふるさと納税についての寄附金控除も含めた内容で、確定申告または住民税の申告を行ってください。

- ▶ふるさと納税の寄附先が5団体を超えた場合
- ▶確定申告や住民税の申告をした場合
- ▶申告特例申請書の提出後に住所・氏名などの変更があり、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書を提出しなかった場合

■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表5)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円以下	課税されない		33万円	38万円	対象にならない	
100万円超 103万円以下	課税される	対象にならない	33万円	38万円	対象にならない	
103万円超 105万円未満					33万円	38万円
105万円以上 110万円未満					33万円	36万円
110万円以上 115万円未満					31万円	31万円
115万円以上 120万円未満					26万円	26万円
120万円以上 125万円未満					21万円	21万円
125万円以上 130万円未満					16万円	16万円
130万円以上 135万円未満					11万円	11万円
135万円以上 140万円未満					6万円	6万円
140万円以上 141万円未満					3万円	3万円
141万円以上	対象にならない					

■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表6)

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満(昭和28年1月2日以後に生まれた方)	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超 108万円以下				
	108万円超	課税される		対象にならない	
65歳以上(昭和28年1月1日以前に生まれた方)	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超 158万円以下				
	158万円超	課税される		対象にならない	

●公的年金等収入は雑所得に区分されます。

## 自動車税と軽自動車税

**Q3** 自動車税と軽自動車税は、どのような場合にかかってくるのですか。

**A3** 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続きをしてください。

また、軽自動車税は月割の制度がないため、平成30年4月1日までに廃車の手続きをしないと、30年度1年分の税金が課税されます。

**Q4** 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

**A4** ▶新規登録=販売証明書、印鑑 ▶譲渡=廃車確認書、譲渡証明書、印鑑 ▶転入=廃車確認書、印鑑(転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑) \*登録者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要です。▶廃車=ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 \*手続場所については、表7をご覧ください。

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所(表7)

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所 (足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車 二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所 (足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車 (大型特殊自動車を除く)	

●自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)です。

## すみだオリジナルナンバープレート

墨田区では、区の魅力を区内外に発信し、区民の方に墨田区に対する愛着と誇りを持っていただくことを目的としたシティプロモーションの一環として、原動機付自転車(50cc以下)のすみだオリジナルナンバープレートを枚数限定で交付しています。

現在、従来型のナンバープレートを交付されている方でも、希望する場合は無料で交換できます。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、税務課税務係軽自動車税担当 ☎5608-6134へお問い合わせください。



不明な点がある方や、さらに詳しいことをご知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。

## 平成30年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税の主な改正点等

### 給与所得控除の見直し(上限額の引下げ)について

平成26年度税制改正で給与所得控除が見直され、上限額が段階的に引き下げられることとなりました。30年度は、上限が適用される給与収入額が1000万円(控除額220万円)となります。

	26年度～28年度	29年度(現行)	30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

### セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設について

平成28年度税制改正により、健康の保持増進および疾病予防として一定の取組を行っている個人が、本人または本人と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、1万2000円を超える金額(8万8000円が限度)の所得控除を受けられるようになりました。

●通常の医療費控除との選択適用となります。

#### ■特定一般用医薬品とは

医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)のことです。かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬等の約1500品目が対象となります。具体的な品目は厚生労働省のホームページに掲載の「対象品目一覧」をご確認ください。

#### ■適用期間

29年1月1日～33年12月31日の5年間(30年度住民税から5年間適用)

#### ■適用要件とされる健康の保持増進および疾病予防への取組(一定の取組)と必要書類の具体例

次の(1)～(5)のいずれか一つに該当する検診等または予防接種を受けていることが要件とされます。

- 健康診査…人間ドックや各種健(検)診等の領収書または結果通知表
  - 予防接種…インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書または予防接種済証
  - 定期健康診断…職場で受けた定期健康診断の結果通知表
  - 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)…領収書または結果通知表
  - がん検診…市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- 検診等または予防接種に要した費用は、控除の対象になりません。

### 平成30年度からクレジットカードでの納付ができるようになります

ヤフー株式会社が運営する「Yahoo! 公金支払い」サイトにパソコンやスマートフォン等で接続し、クレジットカード情報を入力することで、特別区民税・都民税(普通徴収分)、軽自動車税がクレジットカードで納付できるようになります。

### 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島両法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
<b>【墨田区長賞】</b> 羽田有瑠(菊川小) <b>【本所税務署長賞】</b> 川部心音(言問小) <b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 萩原燈彦(横川小) <b>【墨田区教育委員会賞】</b> 田村美月(業平小) <b>【石川画伯特別賞】</b> 豊田陽菜(両国小) <b>【本所法人会長賞】</b> 大塚咲良(両国小) <b>【本所法人会女性部会長賞】</b> 上里麻尋(小梅小) <b>【入選】</b> 川村奏介(業平小)、朝日陽菜(外手小)、齋藤優空(中和小)、西澤琉也(二葉小)、阿部百華(緑小)、米満みか沙、大導寺那優(柳島小)、熊井萌伊里(錦糸小)、寺田唯人(横川小)、中山愛葉(言問小)	<b>【墨田区長賞】</b> 高橋遼空(八広小) <b>【向島税務署長賞】</b> 桜庭ゆず(隅田小) <b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 高橋澄玲(第三吾嬬小) <b>【墨田区教育委員会賞】</b> 岡春花(第三吾嬬小) <b>【石川画伯特別賞】</b> 小室風花(隅田小) <b>【向島法人会長賞】</b> 富家 苺(八広小) <b>【向島法人会女性部会長賞】</b> 宮野太梧(中川小) <b>【入選】</b> 内林佑斗(押上小)、小島杏奈、柿沼祐花、渡辺悠斗(八広小)、椎名悠羽(梅若小)、池ノ上綾、奥山遥斗、古竹里朱(第三寺島小)、白澤悠、野間かのん(第一寺島小)

### 医療費控除に関する添付書類の見直しについて

平成29年度税制改正により、30年度以降の申告から、領収書の代わりに明細書の添付が必要となりました。

なお、明細書の記載内容を確認するため、法定納期限の翌日から5年間、領収書の提出を求めることがあります。領収書は自宅等で保管してください。●32年度の申告までは、領収書の添付によることもできます。

### 軽自動車税の税率の特例の延長

■平成29年4月1日～31年3月31日に新規検査を受けた車両で一定の環境性能を備えた軽自動車 \*30年度・31年度(取得の翌年度分のみ)の軽自動車税に適用

区分		税率(年額)			
		①	②	③	
三輪		1000円	2000円	3000円	
四輪以上	乗用	自家用	2700円	5400円	8100円
		営業用	1800円	3500円	5200円
	貨物用	自家用	1300円	2500円	3800円
		営業用	1000円	1900円	2900円

①【対象】電気軽自動車、天然ガス軽自動車【基準】天然ガス軽自動車については、21年排出ガス規制に適合し、かつ21年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が10%以上少ない、または30年排出ガス規制に適合する

②【対象】ガソリン車【基準】▶排出ガス=17年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が75%以上少ない、または30年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が50%以上少ない ▶燃費性能(乗用)=32年度燃費基準値を30%以上上回る ▶燃費性能(貨物用)=27年度燃費基準値を35%以上上回る

③【対象】ガソリン車【基準】▶排出ガス=17年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が75%以上少ない、または30年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が50%以上少ない ▶燃費性能(乗用)=32年度燃費基準値を10%以上上回る ▶燃費性能(貨物用)=27年度燃費基準値を15%以上上回る

●排出ガス・燃費性能の両方の基準を満たすことが必要です。

うになります。24時間いつでも利用できるようになります。ぜひご利用ください。詳細は区ホームページをご確認ください。

●窓口でクレジットカード払いができるものではありません。

### 中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島両納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
<b>【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 加藤衣理(錦糸中) <b>【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】</b> 橋本愛沙(本所中) <b>【公益財団法人全国法人会総連合会会長賞】</b> 亀沢実夢(錦糸中) <b>【本所税務署長賞】</b> 高橋呼暖(安田学園中)、田場川 玲香(両国中) <b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 岩永勇亮(錦糸中) <b>【墨田区長賞】</b> 小池由莉(墨田中) <b>【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】</b> 松井千夏(都立両国高附属中) <b>【東京税理士会本所支部長賞】</b> 櫻尾実久(両国中) <b>【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 小西瀨名、養田千夏(両国中)、金内佳乃、川本千夏、根津萌佳(本所中)、浅見奏枝、菊地友央、柴田裕貴(堅川中)、中村友希、高津佑大(墨田中)、帯刀安純(錦糸中)、山口美咲、伊勢田 萌水(都立両国高附属中)、國澤怜能、武政 航太郎(日大一中)、柏原颯星、廣田 遼太郎(安田学園中)	<b>【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 牧野杏奈、友野陽哉(桜堤中) <b>【向島税務署長賞】</b> 内藤舜介(吾嬬立花中)、山崎 有未加(寺島中) <b>【東京都墨田都税事務所長賞】</b> 鈴木七葉(文花中) <b>【墨田区長賞】</b> 千葉萌佳(文花中) <b>【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】</b> 田中杏実(吾嬬第二中)、宮澤希々(文花中) <b>【東京税理士会向島支部長賞】</b> 佐藤涼香(桜堤中) <b>【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】</b> 木村優那(桜堤中)、長友愛華、白石優花、藤野陽平(吾嬬立花中)、伊澤一於、北村爽弥(吾嬬第二中)、戸田 百合愛、井上 杏、山本雄也、相澤那菜(寺島中)、鈴木麻央、田光葉奈(文花中)

## 税についての問合せ先

### ■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など) 税務課(区役所2階)

- ▶口座振替、モバイルレジ、クレジットカード ☎5608-6133 (税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008 (税務係)
- ▶軽自動車税 ☎5608-6134 (税務係)
- ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ☎5608-6135 (課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142 (納税係)

\*月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

### ■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231

\*国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用した電子申告も可

### ■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061

\*個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方自治体特別税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ☎3841-1271へ